

○慶應義塾ミュージアム・コモンズ規程（平成31年2月8日制定）

慶應義塾ミュージアム・コモンズ規程

2019年2月8日
制定

（設置）

第1条 慶應義塾大学（以下、「大学」という。）に慶應義塾ミュージアム・コモンズ（Keio Museum Commons, 以下、「KeMCo」という。）を置く。

（目的）

第2条 KeMCoは、義塾における学術資料に関わる文化活動の中核機構として、義塾の教育・研究・医療に資する資料・情報を収集・整備・保存し、塾内外にこれを広く効果的に提供することによって、義塾の教育・研究・医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

（業務）

第3条 KeMCoは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 1 学術資料に関わる教育、研究活動
- 2 学術資料の収集、整備、保存活動
- 3 学術資料の展示、公開、普及活動
- 4 以上の活動を行う諸組織との調整・連携
- 5 その他、目的達成のために必要な業務

（組織）

第4条 ① KeMCoに次の教職員を置く。

- 1 機構長 1名
- 2 副機構長 若干名
- 3 所員 若干名
- 4 専門員 若干名
- 5 事務長 1名
- 6 職員 若干名

② 機構長は、KeMCoを代表しその業務を統括する。

③ 副機構長は、機構長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

④ 所員は、専任所員、兼担所員または兼任所員とする。専任所員は原則として学芸員資格とそれに基づく実務経験を有する教員とし、KeMCoのキュレーターを兼務する。兼担所員または兼任所員は機構長の指示に従い職務を行う。

⑤ 専門員は、KeMCoの事業目的達成のための職務を行う。

⑥ KeMCoは、顧問を置くことができる。

⑦ 顧問は、KeMCoの円滑な運営のために必要な助言を行う。

⑧ KeMCoは、訪問学者、特任教員・研究員を置くことができる。

⑨ 事務長は、KeMCoの事務を統括する。

⑩ 職員は、事務長の指示により必要な職務を行う。

（KeMCo評議会）

第5条 ① KeMCoにKeMCo評議会（以下、「評議会」という。）を置く。評議会は次の者をもって構成する。

- 1 機構長
- 2 副機構長
- 3 担当常任理事
- 4 大学各学部長、大学大学院各研究科委員長および一貫教育校各校長
- 5 大学附属研究所および大学附属施設の長のうち機構長が推薦した者 若干名
- 6 メディアセンター所長
- 7 インフォメーションテクノロジーセンター所長

8 事務長

9 その他機構長が必要と認めた者

② 評議会は毎年2回定期的に機構長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

③ 評議会はKeMCoの諮問機関として、次の事項を審議する。

1 KeMCoの運営の基本方針に関する事項

2 KeMCoの予算および決算に関する事項

3 塾内の諸施設の文化活動の運営管理に関する事項

4 KeMCoの運営に必要なその他の事項

④ 第1項第9号に定める委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(KeMCo運営委員会)

第6条 ① KeMCoに運営委員会を置く。運営委員会は、機構長がその職務を円滑に行うため、必要に応じて招集し、その議長となる。運営委員会は、次の者をもって構成する。

1 機構長

2 副機構長

3 所員

4 事務長

5 その他機構長が必要と認めた者

② 運営委員会はKeMCoに関する次の事項を審議する。

1 KeMCoの事業計画の策定

2 KeMCoの事業計画の実施に関わる諸事項

③ 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(教職員の任免)

第7条 ① KeMCoの教職員の任免は、次の各号による。

1 機構長は、大学評議会の議を経て塾長が任命する。

2 副機構長は、機構長の推薦に基づき塾長が任命する。

3 所員は、評議会の推薦に基づき塾長が任命する。ただし、専任所員は、評議会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て塾長が任命する。

4 顧問は、機構長の推薦に基づき、塾長が任命する。

5 専門員の任免は、「任免規程（就）（昭和27年3月31日制定）」の定めるところによる。

6 事務長および職員の任免は、「任免規程（就）（昭和27年3月31日制定）」の定めるところによる。

② 機構長および副機構長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

③ 兼担所員および兼任所員の任期は2年とし、重任を妨げない。

④ 訪問学者、特任教員・研究員は、評議会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て塾長が任命する。その任期は、「有期契約教員就業規則（平成27年2月6日制定）」の定めるところによる。

⑤ 顧問の任期は1年とし、重任を妨げない。

(経理)

第8条 KeMCoの経理は、「慶應義塾経理規程（昭和46年2月15日制定）」の定めるところによる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の審議に基づき、大学評議会の議を経て塾長が決定する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。